

B 3 - 5 3

5 年 保 存 (常)

(令和11年12月31日まで)

F N . B 3 - 3 - 1

鹿 人 少 第 1 4 号

令 和 6 年 1 月 29 日

各所属長 殿

本 部 長

担当 人身安全二係 Tel [REDACTED]

鹿児島県警察における行方不明者届出受理証明事務取扱い要領について

(通達)

鹿児島県警察における行方不明等届出に係る証明事務については、「鹿児島県警察における行方不明者届出受理証明事務取扱い要領について（通達）」（令和3年4月7日付け鹿人少第127号。以下「旧通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムの運用開始に伴い、別添のとおり「鹿児島県警察における行方不明者届出受理証明事務取扱い要領」の一部を見直したことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年3月1日から施行し、旧通達は令和6年2月29日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察における行方不明者届出受理証明事務取扱い要領

1 趣旨

この要領は、本県警察が行う行方不明者届出の受理に係る証明に関して必要な事項を定めるものとする。

2 願出者

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）に規定する行方不明者届の届出をした者（以下「届出人」という。）

3 願出理由及び提出先

民法（明治29年法律第89号）第30条（失踪の宣告）の手続のため裁判所に提出する場合に限る。

4 証明事項

規則第6条第3項に規定する別記様式の行方不明者届出書（以下「届出書」という。）、規則第7条第3項に基づき作成した行方不明者届受理票（警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる行方不明事案情報管理業務に登録された当該情報を含む。以下「受理票」という。）により確認できるもののうち、次の事項について証明する。

- (1) 行方不明者届の届出年月日
- (2) 行方不明者の住所、氏名及び生年月日
- (3) 届出人が申し立てた行方不明年月日

5 証明発給者

証明発給者は、願出に係る行方不明者届出を受理した警察署長又は規則第9条第1項の規定により当該事案の引継ぎを受けた警察署長とする。

6 証明願出

証明の願出は、行方不明者届出受理証明願出書（別記第1号様式。以下「願出書」という。）により行わせるものとする。

7 証明事務の担当

証明願出の受付及び証明書の発給に係る事務処理は、行方不明者届に係る事務を担当する係（以下「担当係」という。）において行うものとする。

8 証明の方法

- (1) 担当係は、証明の願出があったときは、願出者が行方不明者届出受理証明に係る適当な願出者であることを運転免許証、旅券その他の届出人であることが確認できる書面等により、確認すること。

担当係は、願出者の確認ができた場合には、証明を必要とする理由などを確認の上、受理票で証明事項を調査すること。

- (2) 担当係は、証明が可能であると認めたときは、願出書に文書受付印を押印し、

行方不明者届出受理証明発給記録簿（別記第2号様式。以下「記録簿」という。）に証明番号、受付日、願出者の氏名等を記入した後に、願出書の末尾に証明番号、証明年月日、証明発給者を奥書して、その写しにより決裁を受けること。

なお、願出書の証明番号については、所属記号を用い記録簿の証明番号を記載すること。

- (3) 担当係は、決裁後、願出書の末尾に公印を押印し、記録簿に交付日、取扱者名を記入した後に、願出書を願出者に交付すること。

また、決裁を受けた願出書の写しについては、記録簿に編綴して保管すること。

- (4) 証明のできない事項については、その旨を願出者に説明し、理解が得られるよう努めること。

9 幹部派出所における取扱い

幹部派出所において、証明の願出があった場合は、次の手続により行うこと。

- (1) 願出者が2の願出者として適当であることを、運転免許証、旅券その他の適当な願出者であることが確認できる書面により確認すること。
- (2) 適当な願出者であることが確認できた場合には、担当係へ願出書をファクシミリ等で送信すること。

なお、当該願出書を受理した担当係において、受理票により証明が可能であるか確認し、証明が可能であると認めたときは、8の(2)の手続を行い、決裁を受けた願出書を幹部派出所にファクシミリ等で送信すること。

- (3) 担当係から送信を受けた願出書に基づき、記録簿に証明番号等を記載し、願出者が提出した願出書に証明番号等を転記した上で同願出書末尾に公印を押印し、同願出書の写しを作成した上で、原本を願出者に交付すること。
- (4) 願出書の写しについては担当係に送付すること。

10 記録簿の保存期間

記録簿の保存期間については5年とする。

別記

第1号様式（6関係）

行方不明者届出受理証明願出書

年 月 日

警察署長 殿

(願出者)

住 所

氏 名

生年月日

連絡先

行方不明者との続柄

失踪宣告申立のため、裁判所に提出したいので、下記事項について証明願います。

記

1 行方不明者届の届出年月日	年 月 日
2 行 方 不 明 者 の 住 所 氏 名 及 び 生 年 月 日	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生
3 届出人が申し立てた行方不明年月日	年 月 日

(証明番号)

第 号

上記事項に係る行方不明者届を受理していることを証明します。

年 月 日

警察署長 公印

第2号様式（8の(2)関係）

行方不明者届出受理証明発給記録簿（　年）

証明番号	受付日	願出者の住所・氏名・続柄	交付日	取扱者
		住所 氏名 続柄		

